

## 監査公表第 531 号

平成 17 年 10 月 3 日付け京都市職員措置請求に係る同年 12 月 2 日付け勧告を受けて講じた措置について、地方自治法第 242 条第 9 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表します。

平成 18 年 3 月 6 日

京都市監査委員	田 中 セツ子
同	小 林 昭 朗
同	江 草 哲 史
同	藤 井 昭

### 第 1 勧告の内容

山ノ本共同作業場の建物及びその付属物置の建物が、京都市以外の者により、法律上の原因がないにもかかわらず占有されている事実について、3 箇月以内に、次のとおり必要な措置を講じること。

- 1 山ノ本共同作業場の建物について、法律上の原因なくこれを占有している者に対し、建物の明渡しを請求すること。
- 2 山ノ本共同作業場の付属物置の建物について、法律上の原因なくこれを占有している者に対し、建物の明渡しを請求すること。
- 3 上記 1 及び 2 の占有により京都市に生じた損失を補てんするために必要な措置を講じること。

### 第 2 京都市長からの通知に係る事項

#### 1 山ノ本共同作業場について

山ノ本共同作業場（以下この項において「本件共同作業場」という。）について、平成 17 年 12 月 22 日に本件共同作業場を占有している上鳥羽建設協同組合（以下「相手方組合」という。）と面談し、平成 18 年 1 月 10 日を期限として、その明渡し及び使用料相当額の金員の支払を口頭で求めた。

しかし、相手方組合は、これに応じようとしなかったため、平成 18 年 1 月 17 日付けで、京都地方裁判所に対し、本件共同作業場の建物のうち西側 2 室の部分の占有の移転を禁止する仮処分命令を求める申立てを行うとともに、同日付けで、相手方組合に対し、当該部分の明渡し並びに当該部分及び当該部分が存在する土地に係る昭和 63 年 5 月 10 日から明渡しまでの期間の使用料相当額の金員の支払を直ちに行うよう求める文書を送付した。

その後、京都地方裁判所により、平成 18 年 1 月 19 日付けで仮処分の決定がなされ、同月 27 日付けで当該仮処分が執行された。

また、平成 18 年 2 月 22 日付けで、相手方組合に対し、同年 3 月 3 日を期限として、本件共同作業場の建物のうち東側 2 室及び便所の部分の明渡し並びに当該部分及び当該部分が存在する土地に係る同年 1 月 27 日から明

渡しまでの期間の使用料相当額の金員の支払を求める文書を送付した。なお、相手方組合がこれに応じようとしなないときは、京都地方裁判所に対し、本件共同作業場の建物のうち東側2室の部分の占有の移転を禁止する仮処分命令を求める申立てを行う予定である。

現在、本件共同作業場の建物の明渡し並びに本件共同作業場の建物及び当該建物が存在する土地の使用料相当額の金員の支払を求める訴えの提起に係る議案を市会に付議しており、議決されれば、訴えを提起する予定である。

## 2 山ノ本共同作業場の付属物置について

山ノ本共同作業場の付属物置(以下「本件付属物置」という。)について、平成17年12月26日に本件付属物置を占有している木村栄次(以下「相手方木村」という。)と面談し、平成18年1月10日を期限として、その明渡し及び使用料相当額の金員の支払を口頭で求めた。

しかし、相手方木村は、これに応じようとしなかったため、平成18年1月17日付けで、京都地方裁判所に対し、本件付属物置の建物の占有の移転を禁止する仮処分命令を求める申立てを行うとともに、同日付けで、相手方木村に対し、当該建物の明渡し並びに当該建物及び当該建物が存在する土地に係る平成10年7月24日から明渡しまでの期間の使用料相当額の金員の支払を直ちに行うよう求める文書を送付した。

その後、京都地方裁判所により、平成18年1月19日付けで仮処分の決定がなされ、同月27日付けで当該仮処分が執行された。

また、平成18年2月22日付けで、相手方木村に対し、同年3月3日を期限として、本件付属物置の建物及びその西側に隣接する土地(以下「本件土地」という。)の明渡し並びに当該建物、当該建物が存在する土地及び本件土地に係る平成10年7月24日から明渡しまでの期間の使用料相当額の金員の支払を求める文書を送付した。

現在、本件付属物置の建物及び本件土地の明渡し並びに当該建物、当該建物が存在する土地及び本件土地の使用料相当額の金員の支払を求める訴えの提起に係る議案を市会に付議しており、議決されれば、訴えを提起する予定である。

( 監査事務局第一課 )